

泉州南部診療情報ネットワーク運営協議会規約

(名称)

第1条 この運営協議会は、泉州南部診療情報ネットワーク運営協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町の泉州南部地域（以下「地域」という。）において地域医療連携システム（以下「なすびんネット」という。）を媒体として地域の医療機関が診療情報を共有することにより、医療連携の促進と地域全体の医療水準の向上を図り、患者本位の安心と納得の地域医療提供体制を確立することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) なすびんネットの開発、管理運営及び普及に関すること。
- (2) なすびんネットの利用推進に関すること。
- (3) 泉州南部診療情報ネットワーク運用規程等の制定改廃に関すること。
- (4) 協議会の事業計画、予算及び決算に関すること。
- (5) 将来にわたりシステムを運用するために、法人化を検討すること。
- (6) その他協議会の運営に関すること。

(委員構成等)

第4条 協議会の委員は、別表のとおりとする。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会の議事に関係する者の出席を求め、そ

の説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第8条 協議会の会議については、議事録を作成するものとする。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が委嘱したものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

(守秘義務)

第10条 委員は、協議会で知り得た情報をみだりに第三者に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、協議会事務局において処理する。

2 協議会事務局をりんくう総合医療センターに置く。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、平成28年7月16日から実施する。

(改訂内容)

第9条

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

(改訂) 協議会に属する委員のうちから⇒削除

別表 (第4条関係)

(改訂) 大阪府泉州救命救急センター所長⇒削除

(改訂) 貝塚市医師会長⇒一般社団法人 貝塚市医師会代表

(改訂) 貝塚市歯科医師会長⇒一般社団法人 貝塚市歯科医師会代表

(改訂) 泉佐野泉南医師会長⇒一般社団法人 泉佐野泉南医師会代表

(改訂) 泉佐野泉南歯科医師会長⇒一般社団法人 泉佐野泉南歯科医師会代表

この規程の一部を改訂し、令和3年2月18日から実施する。

(改訂内容) 第4条別表

(第4条別表)

泉州南部診療情報ネットワーク運営協議会		
構成員一覧		
公開施設		市立貝塚病院長
		地方独立行政法人りんくう総合医療センター病院長
		社会医療法人生長会 阪南市民病院長
公開施設が所属する 医師会		一般社団法人 貝塚市医師会代表
		一般社団法人 泉佐野泉南医師会代表
公開施設が所属する 歯科医師会		一般社団法人 泉佐野泉南歯科医師会代表
		一般社団法人 貝塚市歯科医師会代表
行政	大阪府	大阪府岸和田保健所長
		大阪府泉佐野保健所長
	*公開施設が所 在する市町村	貝塚市役所
		泉佐野市役所
		阪南市役所

*健康・福祉等の部署に所属する部長級